一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（最後番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
		章立て		章立て 第1章　総則 第2章　自治の基本理念及び自治運営の基本原則 第3章　自治運営を担う主体の役割と責務 　第1節　住民の権利と責務 　第2節　地方政府（議会） 　第3節　地方政府（市長及び執行機関） 　　第1款　地方政府（市長及び執行機関） 　　第2款　（行政運営の基本原則） 第4章　自治運営の基本原則に基づく制度等 　第1節　情報共有と説明・応答責任による自治運営 　第2節　参画による自治運営 　第3節　協働による自治運営 　第4節　住民自治による地域自治の運営 　　第1款　地域における住民の活動及びその活動の推進 　　第2款　校区における自治活動 　　第3款　合併自治区（旧富合町） 　　第4款　地域自治機関による自治活動 　第5節　自治推進委員会の設置 第5章　国、県及び他の自治体等との政府関係 第6章　条例の見直し 附則　　［西村委員］				1					○	自治基本条例で、何を明らかにしたいか明確にするために必要
総論	1	前文		1　熊本市がどういうまちであるか。	○			2	○			熊本市 基本構想	○	
				2　熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。	○			3	○			熊本市 基本構想	○	
				3　自治基本条例制定の意義	○			4	○				○	
				4　自治体の憲法としての自治基本条例の制定［西村委員］				5（4）		○			制定者で調整	4の具体的内容
				5　最高規範性［西村委員］				6（4）		○ （特に必要）			○	4の具体的内容
				6　主権者としての住民［西村委員］				7（3）		○			制定者で調整	3の具体的内容
				7　信託にもとづく市議会、市長等、補助機関［西村委員］				8（3）		○			制定者で調整	3の具体的内容
				8　情報公開・共有［西村委員］				9（3）		○ （特に必要）		熊本市情報公開条例	○	3の具体的内容
				9　住民参画・協働［西村委員］				10（3）		○ （特に必要）			○	3の具体的内容
				10　地方自治の本旨の実現［西村委員］				11 （3,23）		○	憲法９２条 地方自治法 1条の2		制定者で調整	3の具体的内容
				11　住民自治［西村委員］				12（3）		○			制定者で調整	3の具体的内容
				12　住民の利益と権利、人権の擁護［西村委員］				13（3）		○	憲法１１条 ～１４条		制定者で調整	3の具体的内容
				13　住民の福祉の実現［西村委員］				14（3）		○	地方自治法 1条の2、２ 条14項		制定者で調整	3の具体的内容
				14　持続可能な循環型の地域社会の実現［西村委員］				15（3）		○			制定者で調整	3の具体的内容
				15　住みよい地域社会［西村委員］				16（3）		○			制定者で調整	3の具体的内容
				16　熊本市の地域的な特徴（地下水・森・樹木・歴史的文化遺産・城・経済）［西村委員］				17（2）		○ （特に必要）		熊本市環境基本条例、地下水保全条例等	○	2の具体的内容
				17　歴史的にみた自治の伝統［西村委員］				18（2）		○ （特に必要）			○	2の具体的内容
				18　自治基本条例の歴史的な必要性の説明［西村委員］				19（4）		○			制定者で調整	4の具体的内容
				19　自治体の憲法として自治基本条例を制定する。［林委員］				20（4）		○			制定者で調整	4の具体的内容
				20　住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営［林委員］				21（3）		○			制定者で調整	3の具体的内容
				21　国、熊本県と対等な立場での相互協力関係［林委員］				22（3）		○	地方自治法 1条の2		制定者で調整	3の具体的内容
				22　地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営［林委員］				23 （3,11）		○ （特に必要）	憲法９２条		○	3の具体的内容
				23　自治基本条例の最高規範性の宣言［林委員］				24（4）		○ （特に必要）			○	4の具体的内容

一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（最後番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
総論	2	目的		1　自治の基本理念を明らかにする この条例は、本市における（私たちのまち熊本市における）自治の基本理念を明らかにする。	○			25	○				○	
				2　市民、市議会及び市の執行機関等の役割（権利や責務）を定める	○			26	○				○	
				3　参画と協働によるまちづくりの基本原則（熊本市の自治（まちづくり）を進めるための基本原則）を定める。	○			27	○				○	
				4　自治の推進と活力に満ちた地域社会の実現 日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し（自治の実現を目指し、）（地方自治の本旨を真に実現し）、もって個性豊かで活力に満ちた（市民の福祉の向上と、人と自然と都市の活動が調和した豊かな）地域社会の実現を図ることを目的とします。	○			28	○		地方分権推進法2条		○	
				5　よりよい政策の実現 熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。	○			29		○			×	総合計画の中で検討。
				自治基本条例は、自治体の「憲法」です。 この条例は、熊本市における自治の仕組みと自治の理念と自治の運営など制度をつくることです。 自治の基本理念と自治運営の基本原則を定め、制度と機構を確立し、主権者としての住民の位置と役割、住民の信託により選ばれた市議会と市長、執行機関及び職員の役割と責務を明らかにし、住民の福祉の実現を目指し、情報共有の下住民参画を基本に、行政運営の基本原則に基づく制度等熊本市の自治の基本を定め、地方自治の本旨の住民自治の確立を目的とします。［西村委員］				30	○	○			△	理念は盛り込む。
	住民主権			1　住民主権 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員並びに市の代表者である市長を定め、その職を信託します。　［林委員・西村委員］				31	○				○	「自治の基本理念」に盛り込む。

一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（重複番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
総論	3	定義		1　この条例において使用する用語の定義は（次の各号に掲げる用語の意義は）、次のとおりとします。（当該各号に定めるところによります。）	○			32					－	
			市	1　市 市長が代表する地方自治体（以下「自治体」といいます。）。としての熊本市をいいます。 （市民、市議会及び市の執行機関が存する行政区画をいいます。）	○			33					△	項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合定義
			市民	1　市民　次のいずれかに該当するものをいいます。	○			34 (39)					－	
				2　市内（熊本市）に（住所を有する者又は）居住する者	○			35	○				○	
				3　市内（熊本市）に通勤し、又は通学する者	○			36	○				○	
				4　市内で事業を営み、又は活動するもの（熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの）	○			37 (38)	○				○	
				5　自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の市民活動団体又はコミュニティ等で、熊本市において活動するもの	○			38 (37)		○			×	37に含まれる
			住民	6　住民 熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第11条に規定する者及び自治法第10条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。　【林委員・西村委員】				39 (34)	○		地方自治法10条、11条		○	
			市の執行機関	1　市の執行機関（等）　市長、教育委員会、選挙管理委員会、（人事委員会、）監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、（公営企業管理者及び消防長）をいいます。	○			40	○		地方自治法138条の4、180条の5		○	
			参画	1　参画　（市政における）施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること（主体的に加わり（かかわり）、行動すること）をいいます。	○			41	○			基本構想に定義	○	
			協働	1　協働　（共通の目的を実現するために、）それぞれが（対等な立場で）役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます（協力して取り組むこと）。	○			42	○			基本構想に定義	○	
			まちづくり	1　まちづくり　自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。	○			43 (44)	○				○	
				1　まちづくり　良好な環境及び福祉の住みよい都市づくりを目指して行う市、住民、市民及び事業者等の行う地域における活動をいいます。				44 (43)					○	
			市政	1　市政　市における政治及び行政の総体をいいます。	○			45					○	
			コミュニティ	1　コミュニティ　市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織	○			46					△	項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合定義
			自治	1　自治　自治体である熊本市を、主権者である住民が責任を持ち自ら治めることをいいます。　【林委員・西村委員】				47					△	項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合定義
			地方政府	1　地方政府　市議会、市長及び市の執行機関をいいます。 【林委員・西村委員】				48					△	項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合定義
			出資団体等	1　出資団体等 次に、該当するものを出資団体等といいます。 ⑴ 市が出資している団体 ⑵ 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体 ⑶ 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体 ⑷ 市の職員を派遣している団体　　【林委員・西村委員】				49					△	項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合定義

一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（重複番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
総論	4	自治の基本理念		1　本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。	○			50					―	
				2　人権の尊重 一人ひとりの人権を尊重すること （私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されることなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。）	○			51	○		憲法11条、13条、14条		○	
				3　市民の意思の反映 市民の意思を適切に反映した市政が行われること。	○			52	○				○	
				4　市民の自発的、積極的参画 （私たちのまち熊本市の自治は、）自治の主体である（主権者である）市民の（自らの判断と責任にもとづき）自発的、積極的な参画により市政が進められること（積極的な参画を基本として進めます）。	○			53	○				○	
				5　情報共有、信頼、協働 （私たちのまち熊本市の自治は、）市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 （市民、市議会及び市の執行機関が、信託であったり、それぞれが責任を担ったり、信頼関係を構築し、それぞれが対等な立場で協力して進めます。）	○			54 (55)	○				○	54と55を整理して、盛り込む
				6　情報共有、参画、協働の基本原則 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の理念を実現するために、情報共有の原則、参画の原則、協働の原則に基づき、熊本市の自治を行います。	○			55 (54)	○				○	
				7　市の自立 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。 （熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとします。）	○			56	○		地方自治法1条、1条の2、地方分権改革推進法2条		○	
				8　住民主権［林委員・西村委員］				57 (58)	○				○	主権者である市民という文言を盛り込む。
				9　信託に基づく市政、地方政府［林委員・西村委員］				58 (57)		○			×	市民の定義に通勤通学者も含むため
				10　持続可能な循環型社会の実現［林委員・西村委員］				59	○			熊本市基本構想「まちづくりの基本理念」	○	
				11　福祉の増進［林委員・西村委員］				60	○		地方自治法1条の2		×	地方自治法に規定されているので盛り込まない。
	自治運営の基本原則			1　自治運営の基本原則 ⑴ 情報共有の原則 ⑵ 参画の原則 ⑶ 協働の原則 ⑷ 説明・応答の原則　［林委員・西村委員］				61	○				○	説明・応答の原則は、「市政運営」の中で検討。

一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（最後番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
役割	5	市民の権利及び責務	市民の権利	1　市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有します。	○			62 (66,67,69,70,72)	○		憲法11条～40条		○	
				2　まちづくり（市政）に参画（参加）する権利 市の執行機関等及び市議会と協働し(協力関係を保ちつつ)、私たちのまち熊本市をつくりあげていくためにまちづくり（市政）に参画（参加）する権利	○			63 (71)	○				○	市政に参画する権利として整理
				3　情報を求める権利 市の執行機関等及び市議会に対し、市民参画の前提となる、知る権利としての情報を求める権利（知る権利及び取得する権利）	○			64	○			熊本市情報公開条例	○	
				4　意見表明し提案する権利	○			65	○				○	
				5　個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心で安全な生活を営む権利	○			66 (62)			憲法13条		×	憲法13条で規定されている。 62「日本国憲法に定める権利」として整理
				6　等しく行政サービスを受ける権利	○			67 (62)			地方自治法10条2項		×	地方自治法10条2項で規定されている。 62「法令に定める権利」として整理
				7　協働請求権及び協働請否権［林委員］			○	68		○			×	「協働」の定義（同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。）や実情を踏まえると、権利としては盛り込まない。
				8　自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利　［林委員・西村委員］				69 (62)			憲法25条		×	憲法25条で規定されている。 62「日本国憲法に定める権利」として整理
				9　住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求等の権利（住民訴訟の提起、その他の権利） ［林委員・西村委員］				70 (62)			地方自治法11条、12条1項、12条2項、13条1項		×	地方自治法11条等で規定されている。 62「法令に定める権利」として整理
				10　市政に関し、説明を求める権利　［林委員・西村委員］				71 (63)		○			×	63「市政に参画する権利」の具体的内容
				11　良好な、自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利 ［林委員・西村委員］				72 (62)			憲法25条		×	憲法25条で規定されている。 62「日本国憲法に定める権利」として整理
				12　清浄な地下水を享受する権利　［林委員・西村委員］				73					×	自治を進めるための権利でないため、権利としては盛りこまない。前文等で地下水については触れる。。
				13　市政に関し、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利　［林委員・西村委員］				74			憲法23条		×	
			市民の責務	1　発言と行動に責任をもつ 市政への参画に当たっては、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。	○			75	○				○	
				2　市政への参画 まちづくりにおける（住民自治における）自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。	○			76	○				○	
				3　まちづくりに取り組む 自らまちづくりに取り組みます。	○			77	○				○	
			事業者の責務	1　市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。			○	78	○				○	

一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（重複番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
役割	6	市議会の役割と責務	市議会の役割と責務	1　意見の聴取 住民の代表としての市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として及び市の議決機関として、広範な意見の聴取や市民の多様な意見の集約に努めます。	○			79 (89)	○				○	
				2　市政運営の監視 まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視します。	○			80	○		地方自治法96条		○	
				3　政策立案 政策立案等を行います。	○			81		○			×	「市議会の役割」ではなく、「市議会議員の責務」として整理
				4　公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。	○			82 (83)	○		地方自治法1条の2		○	83と併せて整理 「市民の福祉の増進」は、地方自治法に規定されているため盛り込まない。
				5　公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。	○			83 (82)	○				○	
				6　情報公開・開かれた議会 市議会は、市議会が保有する情報を積極的に公開及び提供するとともに、会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広く市民に広報するなど、開かれた議会運営に努めます。 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。	○			84 (85、88)	○			熊本市情報公開条例 熊本市議会委員会モニター放映取り扱い規定	○	委員会のモニター放映、本会議のインターネット中継、議会のホームページの作成、会議録のホームページでの提供を実施している。
				7　必要かつ十分な会議 市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。			○	85 (84)		○			×	84「開かれた議会」に含まれる。
				8　議会の設置 市に、地方政府を構成する議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。　［林委員・西村委員］				86	○		憲法93条		×	憲法93条に規定されているので、盛り込まない。
				9　市議会の権限等 市議会は、住民の信託を受けた地方政府を構成する議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体の意思を形成する役割を果たします。 市議会は、自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、（条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の）基本的な事項を議決し、市の意思を決定する権限を有します。　［林委員・西村委員］				87	○		地方自治法96条、97条、118条1項、100条、178条、124条、125条他		×	地方自治法96条他に規定されているので、盛り込まない。
				10　市議会の会議 市議会の会議は、討議を基本とします。 議長から、本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。 ［林委員・西村委員］				88 (84)		○			×	84「開かれた議会」に含まれる。
				11　市議会への住民参加 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。 ［林委員・西村委員］				89 (79)		○			×	79「意見の聴取」に含まれる。
			市議会議員の責務	1　政策提案・誠実な職務遂行 市議会議員は、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行います。	○			90	○				○	
				2　条例遵守 市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守します。	○			91	○				×	「第8章　条例の見直し等」で盛り込む。
				3　市政運営の監視・意見聴取 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取に努めます。	○			92	○				○	
				4　情報公開・説明責任 市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。	○			93		○			×	「自らの情報の公開」は、具体的な方法であるため盛り込まない。「説明責任」については、「第6章　市政運営」で盛り込む。

一巡目　協議結果一覧（正副会長試案の考え方入り）

資料2

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する	通し番号（重複番号）	正副会長試案の考え方 自治を進める上で必要な基本理念、基本原則	具体的な方法（手法）	法令上の位置づけ	熊本市の位置づけ	結論（案）	備考（理由）
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市長の責務	1　公平及び公正かつ誠実な市政運営 市長は、市民の信託に応え市の代表として公平及び公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。	○			94	○				○	
				2　条例の遵守 市長は、市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現するため、この条例を誠実に遵守しなければなりません。	○			95	○				×	「第8章　条例の見直し等」で盛り込む。
				3　就任にあたっての宣誓 市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治権の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければなりません。			○	96		○			×	
				4　地方政府（市長及び執行機関の設置） 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた地方政府を構成する市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。　［林委員・西村委員］				97		○	地方自治法第139条		×	地方自治法１３９条等で規定されているので盛り込まない。
				5　市長の権限 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。［林委員・西村委員］ 市長は、自治法の定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、住民の人権を擁護し、かつ、住民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。［林委員］				98	○		地方自治法147条、148条、149条、154条等		×	地方自治法１４７条等で規定されているので盛り込まない。
			市の執行機関の責務	1　公平・公正かつ誠実、透明性の高い市政運営 市民の信頼に応え（市民の信託を受けて、その権限を委任され）、責任を負っていることを自覚し、職務を公平及び公正かつ誠実に行い、透明性の高い市政運営を行わなければなりません。（市民の信頼を得るものでなければならない。）	○			99 （110）	○			熊本市職員の倫理の保持に関する条例	○	
				2　行政サービスの質を高めること 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高めなければなりません。	○			100	○				○	
				3　最少の経費で最大の効果 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければなりません。	○			101	○		地方自治法2条14項		×	地方自治法２条１４項で規定されているので盛り込まない。
				4　個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること	○			102	○				×	28「自治の推進と活力に満ちた地域社会の実現」に盛り込む。
				5　参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映 市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、応答を公開し、施策に反映させます。（必要な施策を講じなければなりません。）	○			103	○				×	「第6章　市政運営」で盛り込む。
				6　積極的な情報公開と説明 市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。	○			104	○			情報公開条例	×	「第6章　市政運営」で盛り込む。
				7　執行機関の連携及び協力 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、常に補助機関の活性化、機能的な組織を目指さなければなりません。　［林委員・西村委員］				105	○				×	「第6章　市政運営」で盛り込む。
				8　参与等 市長は、常勤の特別職である副市長に加えて、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。 ［林委員・西村委員］				106		○	地方公共団体の一般職の任期は、職員の採用に関する法律	熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	×	個別条例で対応している。
			市の職員の責務	1　知識及び能力の修得とその向上 市の職員は、自らの責務を遂行するために、必要な知識及び能力の修得とその向上に努めなければならない。	○			107 （108）	○		地方公務員法39条	熊本市人材育成基本方針	×	108「自己研さん」で整理
				2　自己研さん 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励まなければなりません。	○			108 （107）	○		地方公務員法39条	熊本市人材育成基本方針	○	
				3　日本国憲法及び条例遵守 市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及び条例を遵守しなければなりません。	○			109	○		憲法１５条、９５条、地方公務員法３０条		○（全体の奉仕者） ×（条例の遵守）	「条例の遵守」は「第8章　条例の見直し等」で盛り込む。
				4　市民の視点に立ち、公平公正誠実な職務遂行 全体の奉仕者として市民の視点に立ち（市民との協働の視点に立ち）、公平及び公正かつ誠実に職務を行います。	○			110 （99）	○		地方公務員法30条	熊本市職員の倫理の保持に関する条例	○	
				5　職員の職務の由来［林委員・西村委員］				111		○			△	市長の補助機関であることを「職員の責務」に盛り込む。
				6　地域課題の発見、住民自治の実現［林委員・西村委員］				112	○				×	「50～57基本理念」で盛り込む。
				7　市は研修制度の充実［林委員・西村委員］				113 （108）		○			×	「第8章　市政運営」で必要あれば盛り込む。